

皆さまへのお知らせ

所定疾患施設療養費の算定状況 (令和5年度)

厚生労働省の規定に基づき、当施設の所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

【病名】

肺炎(誤嚥性含) 6件 累計治療日数…33日

尿路感染症 55件 累計治療日数…318日

帯状疱疹 1件 累計治療日数…5日

蜂窩織炎 3件 累計治療日数…15日

【使用薬剤】

レボフロキサシン錠、オグメンチン錠、ホスミシン錠、フェロム錠、クラリスロマイシン錠、セフトジジム静注用、スルバシリン静注用、セフトリアキソンナトリウム静注用、アシクロビル静注用

【算定要件】

- ① 厚生労働大臣の定める基準に適合する老健と入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。
- ② 同一の入所者について1ヶ月に1回、連続する10日を限度として算定する。

【厚生労働大臣の定める基準とは】

- ① 診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処方内容等を診療録に記載していること。
- ② 対象の入所者は、肺炎、尿路感染、蜂窩織炎、帯状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限る)
- ③ 加算の算定開始の翌年度以降に、前年度の加算を算定した入所者に対する投薬、検査、注射、処方内容等の情報を公表していること。

令和6年4月 若宮老人保健センター